

座間市民の皆さまへ

妊娠の届出・母子健康手帳交付申請について



医療機関で妊娠の診断をされたら、妊娠の届出をして母子健康手帳をもらいましょう。妊娠届出時に**妊婦本人の個人番号（マイナンバー）の届出と本人確認**を行います。

1. 対象者 座間市に住民登録のある方
2. 届出の窓口 こども家庭センター 市役所2階 046-252-7776
3. 必要書類
＜妊婦本人が届出する場合＞



◎個人番号カード（マイナンバーカード）お持ちの方

個人番号カード1枚で、個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認が行えます。

◎個人番号カード（マイナンバーカード）お持ちでない方

□個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し）

□本人確認書類

本人確認書類

※令和7年12月2日から、健康保険証は本人確認書類として使用できなくなりましたので、ご注意ください。

＜1点で可＞本人の写真が貼付された官公署の発行するもの

【例】 □運転免許証 □旅券（パスポート） □住民基本台帳カード（写真あり） □在留カード など

＜2点以上＞本人の写真が貼付されていない書類

【例】 □国民年金手帳

□法人が発行した身分証明書（「氏名+生年月日」「氏名+住所」の記載があるもの等）

＜代理人が届出する場合＞

（1）委任状

（2）育児支援チェックリスト

（3）代理人の本人確認書類：個人番号カードまたは、上記 **本人確認書類** に準ずる。

（4）妊婦本人の個人番号（マイナンバー）の確認書類

→妊婦本人の個人番号カード

又は個人番号が記載された書類（通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）

※（1）、（2）は市のホームページからダウンロードできます。また、窓口でもお渡しすることができます。**必ず委任者（妊婦本人）が記入**してください。（2）をダウンロードできない場合や妊婦本人へお話を伺う必要がある場合は、後日、妊婦本人にこちらからお電話させていただきます。詳細は市のホームページを参照ください。

個人番号（マイナンバー）Q&A

Q. 妊娠届出書の個人番号（マイナンバー）はどのように使われるの？

A. 災害対策基本法に基づく、災害時に救助が必要な方を把握する被災者台帳の作成において、他の自治体に提供する場合があります。

